

2009年11月9日

長崎県知事 金子原二郎 様

石木川まもり隊

申し入れ書

金子知事は、来年2月の知事選には出馬しないことを表明されたにもかかわらず、石木ダムの事業認定申請書を事業認定庁である国交省九州地方整備局に提出されようとしています。これは知事としては余りにも無責任な行為で狂気の沙汰としか思えません。

反対地権者はこれまで「『ダムの必要性』から県と話をしたい」と言ってこられ、多くの市民も公開討論会を開くことを要望し、石木ダムが本当に必要かどうかを広く県民に伝えることが大切だと訴えてきました。しかし、金子知事は、ダムの必要性についてはこれまで専門家による委員会等で必要という結論をいただいていると言ってこられました。その委員は知事自らが選任するもので、公正さに欠けると思われます。議会の承認があったとしても、議員が賛成しないまでも特段反対する事由が見あたらないければ、必然的に承認されることとなります。専門家による委員会等では、県の主導の下に「石木ダム建設」が導き出された可能性が大いにあります。そもそもその委員が果たして、佐世保の水事情（利水）や川棚川の治水、あるいは自然や環境といった分野での本当の専門家だったのかが疑われます。

金子知事は、反対地権者との話し合いの場を持つと努力したが、反対地権者が応じてくれなかったと言ってこられました。話し合いに応じられないのは当然のことです。金子知事は「石木ダム建設」を前提とした話し合いを譲りません。片や反対地権者は「ダムの必要性」から話し合いを望む以上は当然ながら平行線のままでしょう。反対地権者から見れば、反対地権者が求める話し合いに県が応じてくれなかったこととなります。

金子知事は、多くの市民に、また広く県民に石木ダムの必要性を明確に説明することはほとんどなく、何よりも反対地権者との話し合いに応じる努力をしたとは到底思えません。石木ダムを撤回しないまでも、いつでも取り出せる手の届く位置に一時棚上げして、反対地権者との話し合いに応じて、彼らの思いに耳を傾けてみようという努力と誠意が一切見られませんでした。私たち市民の疑問を疑問のまま残し、事業認定申請書を提出されようとしています。

金子知事は、反対地権者の「ダムの必要性からの話し合い」や市民の「公開討論会開催」の要求に対して、事業認定申請すればその中で話し合いの場が持てる。また十分に意見を聞くことができるということを再三再四にわたって言ってこられました。金子知事の言われる「話し合いの場」というのが公聴会のことであれば、その公聴会では一人15分程度の時間と聞いており、話し合いの途中で打ち切られる可能性があります。また人数にも制限があると聞いております。それでは納得できる意見を述べることは困難であり、十分な話し合いの場とは到底言えません。そこで公聴会では反対地権者の人たちが意見を述べたい市民の人数と時間を制限することがなく、納得のいく話し合いができる場を持っていただくように、金子知事より九州地方整備局に申し入れしていただきたく、伏してお願い申し上げます。

お約束していただけませんでしょうか。ご回答は速やかにお願ひ申し上げます。

2009年11月9日

長崎県知事 金子原二郎 様

石木川まもり隊

申し入れ書

11月6日、土地収用法第15条の14に基づく「石木ダム事前説明会」が川棚町で行われました。

県及び佐世保市が会場で配付した資料の10ページから12ページにおける説明内容に誤解を与える図表、不適切な計算による数値、及び正しくない表現等があります。

質疑応答の時間に挙手をして質問させていただきましたが、佐世保市水道局及び県の回答は曖昧模糊とした説明で到底理解し得るものではありませんでした。

さらに、佐世保市水道局は資料の一部に誤りがあることを認めました。つまり、誤りのある正しくない資料が事前説明会で用いられたこととなります。これは法に基づく説明会として果たして有効なのでしょうか。間違った資料による説明会は決して許されるものではありません。

確かなデータに基づく図表、適正な計算による数値、適切な表現等に改めて、再度「石木ダム事前説明会」を開催することを求めます。

佐世保市でも「利害関係を有する者」は多数いることから、佐世保市でも説明会を開催するよう要求します。

この申し入れを聞き入れていただけない場合は、石木ダムの事業認定庁である国交省九州地方整備局に、県及び佐世保市が作成した資料を添付して意見を申し入れるとともに、10月23日の説明会が無効であることの事由と石木ダム建設反対の署名簿のコピー問題も併せて申し述べることにいたします。

金子知事にはいま一度、事業認定申請を見合わせることを申し入れます。

ご回答は速やかにお願い申し上げます。